

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正
(案)に関するパブリック・コメントの結果について

平成 27 年 2 月 17 日

日本証券業協会

本協会では、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正について、平成 27 年 1 月 16 日から同年 1 月 30 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（5 件、3 社）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
1	第 1 条	「配布又は公表」を「公表等」と新たに定義するより、現行の「使用等」の方が幅広く感じられ分かり易いのではないか。	今般の「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正は、企業内容等開示ガイドラインの改正（平成 26 年 8 月 27 日）を受けて行うものであり、同ガイドラインの表現に合わせたものです。 本改正によって、従前の取扱いに変更はありませんので、原案どおりとさせていただきます。
2	第 2 条 考え方	「多数」とは具体的な人数基準をもって判断されるものではなく、とあるが人数が曖昧で分からない。何人以上とか具体的な数字を示すことは困難であるか。	具体的な人数基準を示すことは困難であると考えますので、自主規制規則の考え方に沿って判断していただくことが適当であると考えます。
3	第 4 条第 1 項 考え方	アナリスト・レポートは昨年 8 月 27 日付の金融庁公表のガイドラインにおいて「有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないことが明確化」されたにも拘わらず、ホ 有価証券届出前勧誘の禁止（従来と変更なし）の記載がある。これは、ファイ	企業内容等開示ガイドラインにおいては、金商業者等により通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（執筆者を当該企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>ナンス関連の法人関係情報に関することに限れば、アナリスト・レポートの公表に際し、アナリスト部門がその法人関係情報を有していないことを審査部門が確認することで足るという理解でよいか。</p>	<p>公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、新規・再開レポートを除く。(以下同じ。)の公表等について、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないことが明確化されました。</p> <p>一方、通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート以外のアナリスト・レポートの公表等は同ガイドラインにおける取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為の対象になるわけではないと考えられることから、引き続き、アナリスト・レポートの公表等に際し、有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止について、指針の項目として審査を行うことが適切であると考えます。</p> <p>また、有価証券届出書の届出前の勧誘の禁止の観点からアナリスト・レポートの内容を審査することを求めており、アナリスト部門がその法人関係情報を有していないことの確認のみをもって充足するものではないと考えます。</p>
4	第8条第1項第3号 考え方	<p>アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則第8条第1項第3号の規定に関する同規則に関する考え方につき、「当該伝達を受けたアナリストのその後の言動により、投資者や自社の役職員に当該アナリスト・レポ</p>	<p>当該箇所では協会が管理すべき重要情報についての考え方を示しており、当該伝達を受けたアナリストのその後の言動により、投資者や自社の役職員に当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人</p>

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>一トの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ることに留意する必要があると考えられる。」と記載されている。</p> <p>当該考え方によれば、アナリストをウォールクロスさせること自体が一律に禁止されるものではなく、アナリストをウォールクロスする際に、当該考え方に示された点に留意しつつ、日数や人数を必要な範囲に限定するなど、法人関係情報を取得していること等を推知させないために合理的に考えられる措置を講じることが要請されるもの、と考えるが、その理解でよいか。</p>	<p>関係情報を取得していること等を推知させることになり得ることについて留意する必要があることを示したものです。</p> <p>なお、アナリストをウォールクロスさせることについての規制につきましては、現在、自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループにおいて検討を行っております。</p>
5	第8条第1項第3号考え方	<p>第8条第1項第3号の考え方に、『アナリストに、社内資料（外務員向け営業基礎資料等）を作成させること等を目的として、第8条第1項に掲げる情報を伝達すること（いわゆるウォールクロス）は、結果として通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することに繋がるおそれがあることに留意する必要があると考えられる。（第4条第6項第2号の考え方参照）』とあるが、これは、通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することになる場合は、アナリストに対してそもそもウォールクロスしてはい</p>	<p>当該箇所では、協会員が管理すべき重要情報についての考え方を示しており、アナリストに、社内資料（外務員向け営業基礎資料等）を作成させること等を目的として、第8条第1項に掲げる情報を伝達すること（いわゆるウォールクロス）は、結果として通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することに繋がるおそれがあることについて留意する必要があることを示したものです。なお、アナリストをウォールクロスさせることについての規制につきましては、現在、自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループに</p>

項番	該当箇所	意見・質問	考え方
		<p>けないということか。通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限したとしても、投資者に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることにならないと考えられる場合は、適正に情報管理が行われることを前提としてウォールクロスすることは構わないのではないか。</p>	<p>において検討を行っております。</p>

以 上

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正について

平成 27 年 2 月 17 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

平成 26 年 8 月 27 日付で金融庁から公表された「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成 11 年 4 月大蔵省金融企画局）」において、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為が明確化された。

これを受け、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」及び「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について、検討を行い、今般、各ワーキング・グループにおける検討結果等を踏まえ、「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正を行うこととする。

II. 改正の骨子

1. 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の一部改正

(1) 協会員は、社内審査を行い、アナリスト・レポートの公表等の是非について判断するに当たっては、次の各号に留意しなければならない。

① 当該アナリスト・レポートが、通常の業務の過程において公表等されるもの（公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始する場合に係るものを除く。）に該当すると考えられる場合には、当該アナリスト・レポートの公表等は、その対象となる企業の発行する有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないこと。

② 通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポート（公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始する場合に係るものを除く。）の公表等を制限することにより、投資者に対して、当該協会員が当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ると考えられること。

（第 4 条第 6 項、第 1 号及び第 2 号）

(2) 協会員は、協会員がアナリスト・レポートの公表等を制限した場合における当該制限を行ったことについて、適正に管理しなければならない。

（第 8 条第 1 項第 3 号）

2. 「『アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則』の考え方」の一部改正

「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」の一部改正に伴い、運用等に当たっての留意事項や具体例を示すこととする。なお、主な考え方は以下のとおり。

(1) アナリストに社内資料（外務員向け営業基礎資料等）を作成させること等を目的として、第8条第1項に掲げる情報を伝達すること（いわゆるウォールクロス）は、結果として通常の業務の過程において行われるアナリスト・レポートの公表等を制限することに繋がるおそれがあることに留意する必要があると考えられる。

（第8条第1項第3号の考え方）

(2) アナリストをウォールクロスすることにより、当該アナリストはその後の言動に影響を受けることが考えられることから、結果として投資者及び自社の役職員に当該アナリスト・レポートの対象となる企業等に関する法人関係情報を取得していること等を推知させることになり得ることにも留意する必要があると考えられる。

（第8条第2項第2号の考え方）

3. その他所要の規定の整備を図ることとする。

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成27年2月17日から施行する。

以 上

○ アナリスト・レポートと開示ガイドラインの関係について

規制（関係法令）	考え方	
	開示ガイドライン改正前	開示ガイドライン改正後
<p>✓ 有価証券の届出前勧誘の禁止 （金融商品取引法第4条） ⇒有価証券の勧誘は、発行者が届出書を提出した後でなければ行うことができない。</p>	<p>ファイナンス時の引受証券会社による当該上場企業に関するアナリスト・レポートは、有価証券の届出前勧誘に該当する可能性がある。</p>	<p>届出前勧誘に該当しない行為を明確化 （開示ガイドライン2-12⑧） ⇒以下の条件を満たすアナリスト・レポートは届出前勧誘に該当しない。 ① 社内において情報遮断に関する適切な措置有 ② 通常の業務の過程において公表等される（新規・再開時を除く。）アナリスト・レポート</p>
<p>✓ 法人関係情報を提供しての勧誘の禁止 （金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第14号） ✓ 未公表の重要事実の伝達等の禁止 （金融商品取引法第167条の2）</p>	<p>アナリスト・レポートの公表等を中止された当該上場企業について、「法人関係情報が発生しているのではないか。」と投資家等に推知される懸念がある。</p>	<p>アナリスト・レポートが原則として公表等されることにより、「法人関係情報が発生しているのではないか。」と投資家等に推知される懸念がなくなる。</p>



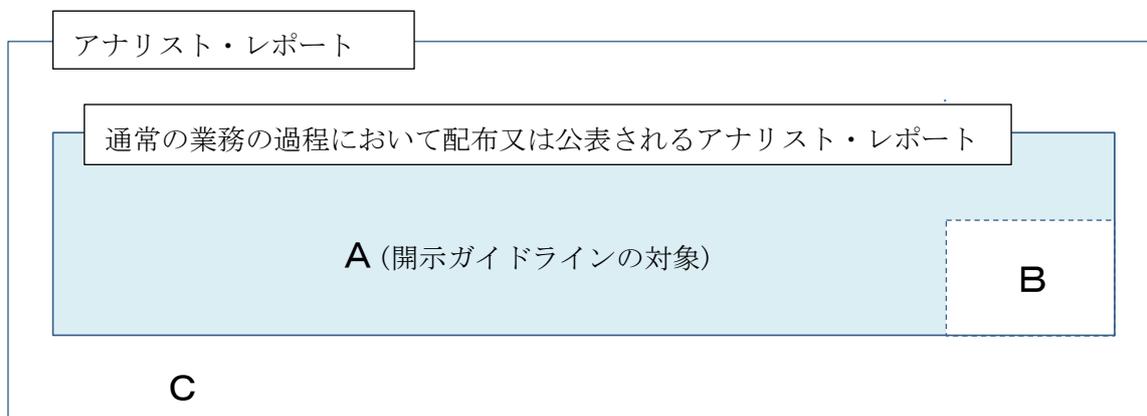
各社において届出前勧誘の該当性を判断する必要があるため、アナリスト・レポートの公表等が委縮している場合がある。



開示ガイドラインにおいて、届出前勧誘に該当しない行為が明確化されたことにより、アナリスト・レポートの取扱いについて標準化を図ることができる。

○ 「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方における
アナリスト・レポートの概念について

【アナリスト・レポート概念図】



- A. 通常（通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート（新規・再開レポートを除く））（開示ガイドラインの対象）
- B. 公表等を開始する場合又は中断した後に再び開始するアナリスト・レポート（新規・再開レポート）
- C. 通常（通常の業務の過程において公表等されるアナリスト・レポート以外）のアナリスト・レポート（A及びB以外のアナリスト・レポート）

参考：企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

平成26年8月27日 金融庁（抜粋）
<p><u>（取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しない行為）</u></p> <p>2-12 例えば次に掲げる行為は有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等には該当しないことに留意する。</p> <p>①～⑦ 省略</p> <p>⑧ <u>金融商品取引業者等により通常（通常の業務の過程において行われる上場会社である発行者に係るアナリスト・レポート（個別の企業の分析及び評価に関する資料であって、多数の者に対する情報の提供を目的とするものをいう。以下⑧において同じ。）の配布又は公表（当該金融商品取引業者等において、執筆を担当する者をアナリスト・レポートの対象となる企業の発行する有価証券の募集又は売出しに係る取得勧誘又は売付け勧誘等に関する未公表の情報の伝達から遮断するための適切な措置を講じている場合に限り、当該発行者に係るアナリスト・レポートの配布若しくは公表を開始する場合又はその配布若しくは公表を中断した後に再び開始する場合を除く。）</u></p>

以 上

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成27年1月度月次速報版）

平成27年2月17日
証券・金融商品あっせん相談センター

区分	8月	9月	10月	11月	12月	1月	前年度 同月比	当年度 (4~1月) 累計	前年度 (4~1月) 累計
相談	433	445	528	481	574	430	+15%	5,684	4,293
苦情	34	52	46	37	65	50	▲19%	471	722
あっせん	8	5	7	8	4	5	▲71%	72	121

【コメント】

- 平成27年1月中の受付件数 … 前月比で「相談」が144件減、「苦情」が15件減、「あっせん」が1件増
- 内容別の内訳 … 「相談」では「取引制度に関する相談」が最も多い(214件(構成比49.8%))
「苦情」では「売買取引に関する苦情」が最も多い(18件(構成比36.0%))
「あっせん」は、「勧誘に関する紛争」が4件、「売買取引に関する紛争」が1件であった
- 商品別の内訳 … 「相談」「苦情」「あっせん」を通して、「株式」が最も多い(全体の46.8%)
次いで、「投信」(全体の24.3%)、「債券」(全体の12.2%)の順

平成26年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成27年1月度月次速報版）

平成27年2月17日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	26年度 下期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	528	481	574	430	0	0	2,013	335.5
取引制度に関する相談	251	239	269	214			973	243.3
勧誘に関する相談	48	36	47	40			171	42.8
売買取引に関する相談	85	85	105	77			352	88.0
事務処理に関する相談	102	82	117	77			378	94.5
その他の相談	42	39	36	22			139	34.8
苦 情	46	37	65	50	0	0	198	33.0
勧誘に関する苦情	20	11	29	16			76	19.0
売買取引に関する苦情	18	8	16	18			60	15.0
事務処理に関する苦情	5	15	15	10			45	11.3
その他の苦情	3	3	5	6			17	4.3
あっせん	7	8	4	5	0	0	24	4.0
勧誘に関する紛争	6	4	4	4			18	4.5
売買取引に関する紛争	1	3	0	1			5	1.3
事務処理に関する紛争	0	0	0	0			0	0.0
その他の紛争	0	1	0	0			1	0.3

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 26年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	26年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	787	687	725	594	433	445	3,671	611.8
取引制度に関する相談	390	326	377	274	242	231	1,840	306.7
勧誘に関する相談	79	56	42	45	30	29	281	46.8
売買取引に関する相談	118	119	125	112	61	69	604	100.7
事務処理に関する相談	134	133	127	129	72	83	678	113.0
その他の相談	66	53	54	34	28	33	268	44.7
苦 情	43	53	54	37	34	52	273	45.5
勧誘に関する苦情	18	14	19	15	14	19	99	16.5
売買取引に関する苦情	15	29	21	11	11	14	101	16.8
事務処理に関する苦情	7	7	11	7	6	11	49	8.2
その他の苦情	3	3	3	4	3	8	24	4.0
あっせん	9	11	5	10	8	5	48	8.0
勧誘に関する紛争	8	11	5	8	5	4	41	6.8
売買取引に関する紛争	1	0	0	2	3	1	7	1.2
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 過去3年の状況

(単位:件)

	25年度 累計	24年度 累計	23年度 累計
相 談	5,161	4,496	4,358
取引制度に関する相談	2,147	1,351	1,309
勧誘に関する相談	766	1,387	1,365
売買取引に関する相談	1,084	767	802
事務処理に関する相談	601	465	388
その他の相談	563	526	494
苦 情	842	904	1,205
勧誘に関する苦情	294	470	692
売買取引に関する苦情	351	240	286
事務処理に関する苦情	135	112	134
その他の苦情	62	82	93
あっせん	128	208	308
勧誘に関する紛争	87	176	267
売買取引に関する紛争	35	26	35
事務処理に関する紛争	3	6	6
その他の紛争	3	0	0

(単位:件)

25年度 月平均	24年度 月平均	23年度 月平均
430.1	363.2	341.6
178.9	109.1	123.9
63.8	113.8	81.2
90.3	66.8	47.3
50.1	32.3	37.8
46.9	41.2	51.4
70.2	100.4	84.1
24.5	57.7	41.5
29.3	23.8	21.4
11.3	11.2	11.8
5.2	7.8	9.4
10.7	25.7	19.9
7.3	22.3	15.3
2.9	2.9	3.9
0.3	0.5	0.3
0.3	0.0	0.4

2. 商品別処理状況(27年1月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	1月度 合計
相 談	204	48	102	3	1	0	72	430
取引制度に関する相談	111	22	45	1	1	0	34	214
勧誘に関する相談	7	12	18	1	0	0	2	40
売買取引に関する相談	41	8	24	1	0	0	3	77
事務処理に関する相談	37	2	11	0	0	0	27	77
その他の相談	8	4	4	0	0	0	6	22
苦 情	22	10	14	1	1	0	2	50
勧誘に関する苦情	6	6	4	0	0	0	0	16
売買取引に関する苦情	10	2	5	0	1	0	0	18
事務処理に関する苦情	3	2	3	1	0	0	1	10
その他の苦情	3	0	2	0	0	0	1	6
あっせん	1	1	2	0	1	0	0	5
勧誘に関する紛争	0	1	2	0	1	0	0	4
売買取引に関する紛争	1	0	0	0	0	0	0	1
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成26年度(平成26年4月～27年1月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合 計
相 談	2,550	517	1,231	29	16	5	1,336	5,684
取引制度に関する相談	1,154	221	615	11	6	3	803	2,813
勧誘に関する相談	143	107	179	5	5	2	11	452
売買取引に関する相談	561	111	232	10	4	0	38	956
事務処理に関する相談	533	38	125	2	0	0	358	1,056
その他の相談	159	40	80	1	1	0	126	407
苦 情	221	93	121	11	9	1	15	471
勧誘に関する苦情	56	58	51	4	4	1	1	175
売買取引に関する苦情	91	16	46	4	4	0	0	161
事務処理に関する苦情	53	15	14	2	1	0	9	94
その他の苦情	21	4	10	1	0	0	5	41
あっせん	32	21	13	0	4	1	1	72
勧誘に関する紛争	23	18	13	0	4	1	0	59
売買取引に関する紛争	9	3	0	0	0	0	0	12
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	1	1

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成27年1月）について

平成27年2月18日
日本証券業協会

【お知らせ】

「未公開株通報専用コールセンター」に情報をお寄せいただいた際、通報いただいた方の個人情報を行行政機関及び警察に提供してよいかどうか、その都度、確認させていただいております。

お寄せいただいた情報は、連携先の行政機関及び警察に提供する場合がありますが、この場合に提供する情報に個人情報を含めるかどうかは、通報いただいた方に確認させていただいた結果に従っております。

お寄せいただいた個人情報がみだりに外部に出ないよう厳正に管理しておりますので、安心して通報・相談をお願いいたします。

※「未公開株通報専用コールセンター」についての説明は、6ページに記載しています。

1. 平成27年1月中に受理した通報の概要

(1) 通報件数

○ 【図表1】のとおり、平成27年1月中に受理した全通報件数は122件。

1営業日当たりの平均通報件数は約6件。1月は通報件数が200件を下回ったものの、依然として注意が必要です¹。

(2) 購入・取引を勧誘された商品

① 【図表1】のとおり、平成27年1月中において最も多かったのは、「その他」の56件(45.9%)²。

② 「その他」は、例えば、被害者を投資話に絡んだ犯罪やトラブルの当事者に仕立て上げ、その解決のための金銭を要求するもの。手口は時々刻々と変化し、多様化。

③ 安易に相手の言うことを信用せず、支払いをする前に落ち着いてよく考え直してみるなど、気を付けることが大切です。

(3) 被害の金額

① 全通報件数122件のうち、実際にお金を詐取される被害に遭ったという内容のものは27件(22.1%)。

② 被害の金額は、合計で約2億1838万円。

③ 【図表2】のとおり、商品別の被害総額で最も大きかったのは、「未公開株」の9705万円(44.4%)³。

④ 被害に遭ったという内容の通報1件当たりの平均被害金額は約809万円。

⑤ 最大の被害金額は4200万円(近日上場予定という企業の未公開株に関する勧誘

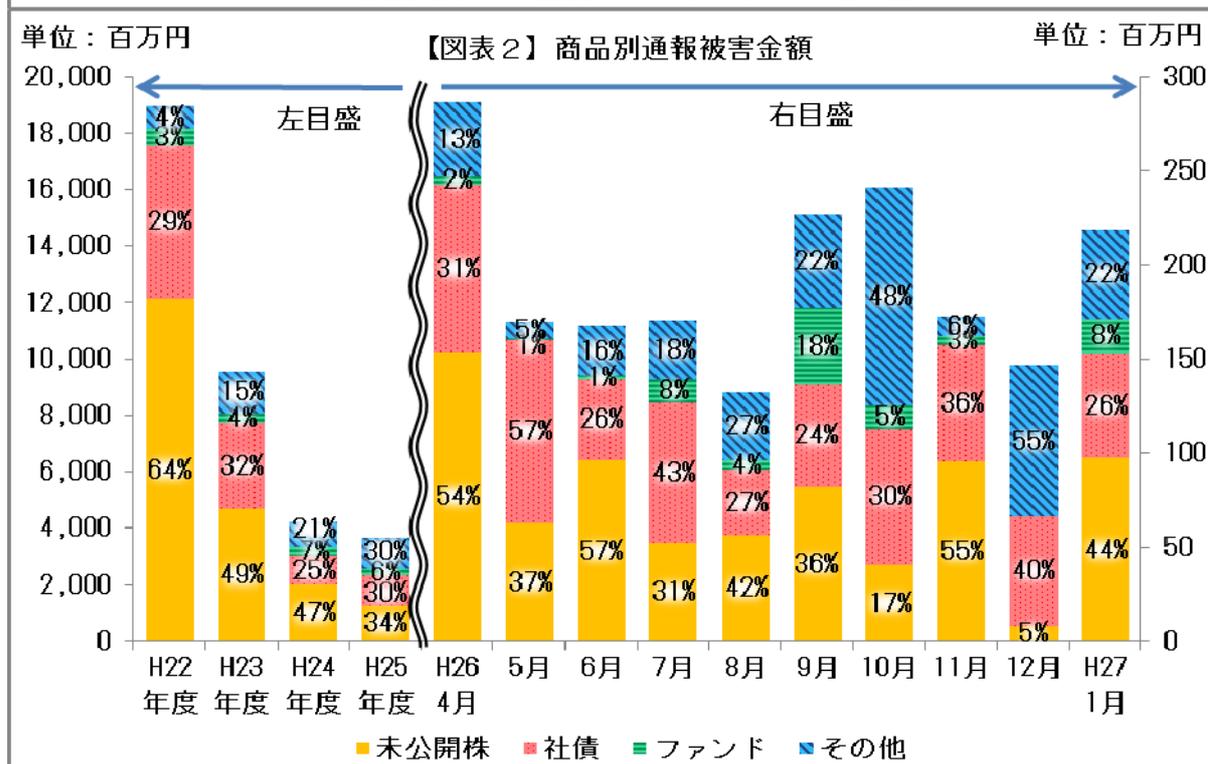
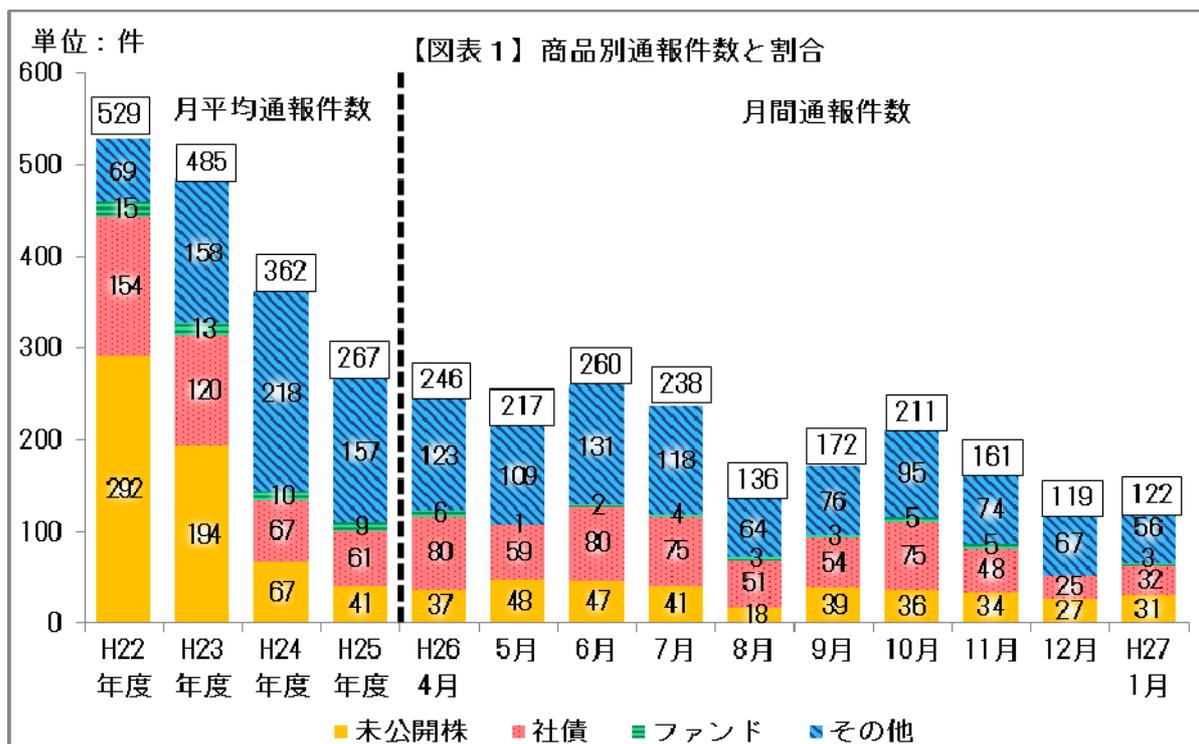
¹ 去る平成27年1月29日、警察庁では、「平成26年12月の特殊詐欺認知・検挙状況等について」を公表しています(http://www.npa.go.jp/sousa/souni/hurikomesagi_toukei.pdf)。ここでは、平成26年における特殊詐欺全体の被害総額が約559億円(前年同期比14.3%増)となり、このうち未公開株等詐欺を含む金融商品等取引名目の被害総額が約124億円(同30.8%減)であったことが紹介されています。

² 「その他」56件のうち、26件(46.4%)は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

³ 「その他」4730万円のうち、1580万円(33.4%)は、過去に受けた有価証券に絡む詐欺の被害回復を持ち掛けられたとの通報。

を受け、応じてしまったとの通報)。

- ⑥ 被害金額の合計は時期によって大きく変化しますが、実際に被害に遭った事例一件一件では多額のお金がだまし取られることには変わりありません。
- ⑦ 万が一無登録業者から利殖関係の儲け話を聞かされても鵜呑みにせず、お金を支うことには十分慎重になるべきです。



(4) 勧誘・詐取の手段

- ① 勧誘手段で分類すると、従来の傾向から変わらず、電話やダイレクト・メールといった直接対面しない形での勧誘がほとんど。
- ② 実際にお金を支払ってしまう場面が多いのが現金の郵便や宅配便での送付です。なお、現金を現金書留以外の郵便や宅配便で送付することは禁じられています。⁴
- ③ お金の授受の手段が多様化してきていることに注意が必要です。

(5) 通報者の属性

- ① 通報者の年齢で分類すると、60歳以上が約90.4%。そのうち一人暮らしは約13.3%。
- ② 通報者の居住地で分類すると、東京・大阪・愛知やその近郊が上位(別紙参照)、今月は東京都からの通報が最多。
- ③ 大都市圏を中心に、お年寄りに集中的に勧誘が行われていると推測されます。
- ④ 一般に、お年寄りは、詐欺的な行為に遭った場合の対処に慣れておらず、また独り暮らしのお年寄りを中心に、こうした場合に誰にも相談することができず、被害が埋没してしまうと言われています。
- ⑤ お年寄りの家族や近隣地域が、お年寄りの行動の変化に日頃から注意を払うことが重要です。
- ⑥ 万が一無登録業者による未公開株等の勧誘を受けたり実際にお金を支払ってしまった場合には、日本証券業協会の「未公開株通報専用コールセンター」(電話: 0120-344-999)をはじめ、公的機関の相談窓口にご相談を。

⁴ 警察庁や国民生活センターにおいても同様の注意喚起がなされています。

○警察庁

「その宛先は大丈夫ですか？」(実際に被害に遭われた方が現金等を送ってしまった住所)
(http://www.npa.go.jp/pressrelease/souni/furikome_jyusyo.pdf)

○国民生活センター

「宅配便でお金を送らないで！—他の商品と装わせてお金を送らせる手口に要注意！—」
(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20130321_2.html)

2. 最近の手口

最近「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられている通報に見られる手口をご紹介します。

ある日、業者X社を名乗る者から「ファンドを買わないか。そのお礼として、以前、被害にあった〇〇社の未公開株の被害を回復する。」と被害回復のための別の商品（ファンド）の購入を持ち掛けられた。

通報者が不信感を持つと、「過去の被害を回復した方の話を聞くと良い。」と被害を回復したというA氏を紹介され、A氏から「X社の話は本当だ。被害回復もできたし、利益も出た。」と言われた。

- これは「被害回復型」と「劇場型」を組み合わせた手口であり、最初に未公開株の購入を勧めてきた業者と被害を回復したというA氏は裏で繋がっていると考えられます。
- また、過去に被害経験のある者を装い、通報者と同様の境遇の者から話を持ち掛けることで、通報者を安心させ、別の商品（ファンド）に対する警戒心を解こうとしているものと思われます。
- このような手口では、業者を名乗る者はそもそも被害を回復する気はなく、新たに勧誘を受けた商品（ファンド）も実体が不明である可能性があり、購入代金を支払ってしまうと、業者を名乗る者（X社）、そして、被害を回復したという者（A氏）と連絡が取れなくなってしまう恐れがあります。
- なお、被害回復の条件として購入を勧められる商品はファンドの他にも、未公開株や社債、外国通貨、貴金属など、様々な種類が挙げられますが、購入代金を支払ってしまうと、後に連絡が取れなくなってしまうことには変わりはありません。
- 過去に受けた未公開株の被害を回復することは非常に難しく、被害回復を持ち掛けられた場合、安易に信じないことが被害防止に大切です。
- こうした話を持ち掛けられた場合、送金などは一切せず、「未公開株通報専用コールセンター」（電話：0120-344-999）に通報・相談するようにしてください。⁵

⁵詳しくは、本協会ホームページ「“必ずもうかる”詐欺、こんなところにご用心！」
(http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alerts01/mikoukai/moukaru_teguchi.html)

3. 日本証券業協会による取組み

日本証券業協会は、多発している無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害を防止していくことは、証券会社や金融機関等が行う取引の信頼性を確保していく観点でも重要なことであると考えています。

このため、日本証券業協会では、これまで、ホームページ上での情報提供⁶、ポスター、リーフレット、注意喚起動画等の作成・頒布、公的機関による注意喚起活動や報道機関による取材への協力等を通じて、被害の傾向や未然防止のために注意すべきこと等の周知に努めてきています。

また、近年は、未公開株等詐欺未然防止キャンペーンを展開し、証券会社、各都道府県警察、財務局、各都道府県の消費生活行政等の協力を得て、各都道府県の主要都市の街頭において、リーフレット、PR用ポケットティッシュ等を配布する注意喚起活動を行っているほか、協会員、各都道府県消費生活センター等において、本協会作成のリーフレット・DVDを活用し、投資者・消費者に対して注意を呼び掛けています。

金融商品取引法は、有価証券の売買を業として行う場合は内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受けなければならないと定めており、またその登録を受けた者に対して、「必ず儲かる」等の表現を用いる断定的判断の提供を禁止する等、様々な行為規制を設けています。

さらに、日本証券業協会は、自主規制規則において、その会員である金融商品取引業者（証券会社）が未公開株を顧客に勧誘することを原則禁止しています。

このように、内閣総理大臣から金融商品取引業又は登録金融機関としての登録を受け、日本証券業協会に加入している者は、投資家保護のための規制を守らなければならないことになっています。

このため、日本証券業協会では、有価証券の取引は、金融庁のホームページ (<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>) や日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiru/kyoukaiin/index.html>) において挙げられている金融商品取引業者（証券会社）又は登録金融機関を相手にして行うようにし、もし未公開株等の投資勧誘を受けた場合には、その業者⁷や未公開株等についてよく調べたうえで、実際の取引は十分慎重に行うよう、呼び掛けています。⁸

⁶ http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/index.html

⁷ 実在する金融商品取引業者又は登録金融機関の名をかたる無登録業者もいます。もし未公開株等の投資勧誘を受け、その業者に連絡を取る場合は、業者から伝えられた連絡先ではなく、上に挙げたホームページに掲載されている連絡先から確認するようにすることが重要です。

⁸ 日本証券業協会では、ホームページ上の次のURLにおいて、未公開株等の勧誘の典型的な手口と対処方法を紹介しています。

http://www.jsda.or.jp/sonaeru/inv_alerts/alearts01/mikoukai/files/101029mikoukai.pdf

4. 未公開株通報専用コールセンターについて

日本証券業協会では、無登録業者による未公開株等の投資勧誘による被害の防止に取り組んでいる行政機関、証券取引所、消費者団体、弁護士会、証券会社等との間の情報交換及び未然防止に向けた具体的な対応策の検討のため、平成21年、「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しました。

この協議会が取りまとめた報告書⁹では、ポスターやリーフレットを作成して消費者、特に高齢者の注意を喚起することにより被害の未然防止を図るとともに、日本証券業協会内に未公開株勧誘被害に関する相談専用のフリーダイヤルを設置することとされました。

これを受け、日本証券業協会は、平成22年4月、「未公開株通報専用コールセンター」を設置し、未公開株等の勧誘を受けた方からの通報を受け付けるとともに、相談のある方に対して適切なアドバイスを行っており、設置以来、平成26年9月までの4年半の間に約2万1千件の通報を受理いたしました。

また、日本証券業協会では、寄せられた情報を金融庁、消費者庁及び警察庁に提供しており、これら関係機関間における連携により、詐欺行為者の検挙や銀行口座の凍結等の対応が、より実効的に行えるようにしています。

未公開株等の投資勧誘を行う無登録業者やその手口は、時々刻々と変化しています。これら関係機関においても、新たな被害を防止するための対策を立てる上で、最新の実態を把握する必要があり、そのためには、実際にどのような手口の勧誘が行われ、被害の実態がどうなっているのかの情報が役立ちます。

そのため、日本証券業協会では、もし無登録業者による投資勧誘を受けた場合、また無登録業者にお金を支払ってしまった場合には、詐欺行為者の検挙の可能性を高めるため、また最新の実態に応じた被害防止策により新たな被害の発生を未然に防止するため、「未公開株通報専用コールセンター」(電話：0120-344-999)に通報・相談するよう、呼び掛けています。

以 上

○ この文書に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 エクイティ市場部 (電話：03-3667-8647)

⁹ <http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/h22/files/10012001.pdf>

[別紙]

未公開株通報専用コールセンターに寄せられた都道府県別の通報状況

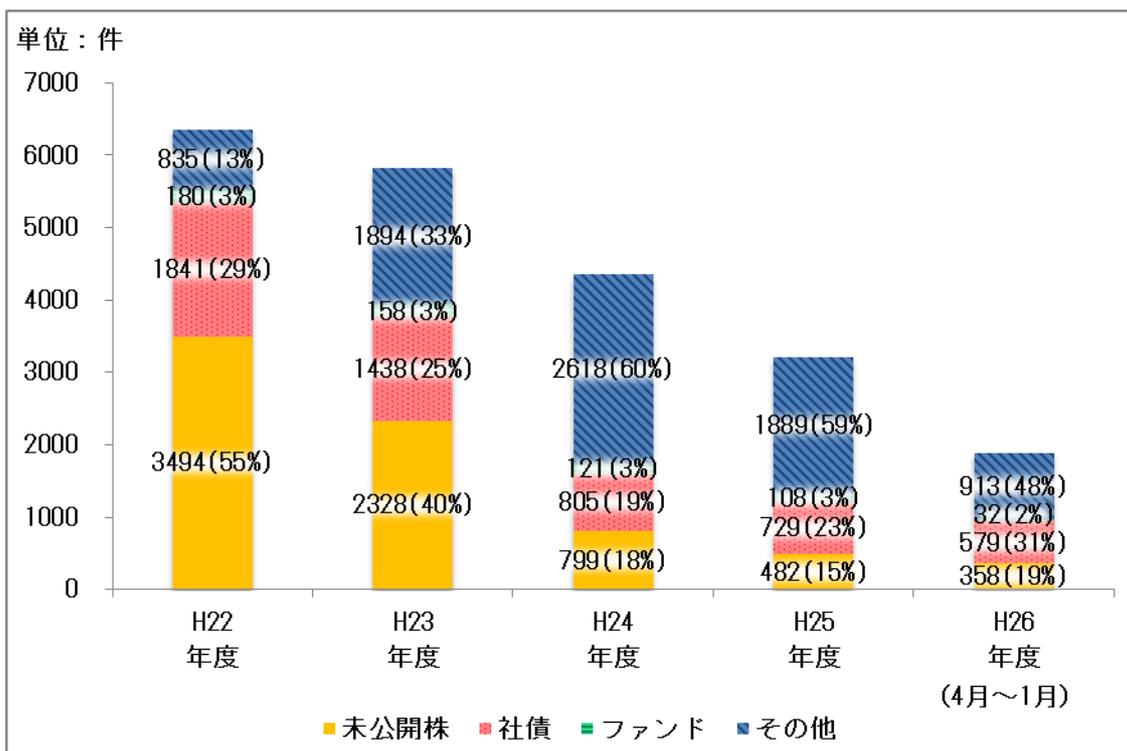
総通報件数 122 件 (平成 27 年 1 月)

通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)	通報者の居住地	通報件数 (件)	割合 (%)
北海道	3	2.46	滋賀県	2	1.64
青森県	0	0.00	京都府	2	1.64
岩手県	0	0.00	大阪府	10	8.20
宮城県	0	0.00	兵庫県	6	4.92
秋田県	0	0.00	奈良県	3	2.46
山形県	0	0.00	和歌山県	3	2.46
福島県	1	0.82	鳥取県	0	0.00
茨城県	3	2.46	島根県	0	0.00
栃木県	0	0.00	岡山県	4	3.28
群馬県	2	1.64	広島県	5	4.10
埼玉県	4	3.28	山口県	1	0.82
千葉県	7	5.74	徳島県	1	0.82
東京都	15	12.30	香川県	2	1.64
神奈川県	9	7.38	愛媛県	0	0.00
新潟県	2	1.64	高知県	0	0.00
富山県	1	0.82	福岡県	1	0.82
石川県	3	2.46	佐賀県	0	0.00
福井県	4	3.28	長崎県	1	0.82
山梨県	1	0.82	熊本県	1	0.82
長野県	1	0.82	大分県	0	0.00
岐阜県	2	1.64	宮崎県	0	0.00
静岡県	5	4.10	鹿児島県	3	2.46
愛知県	11	9.02	沖縄県	0	0.00
三重県	3	2.46	不明	0	0.00

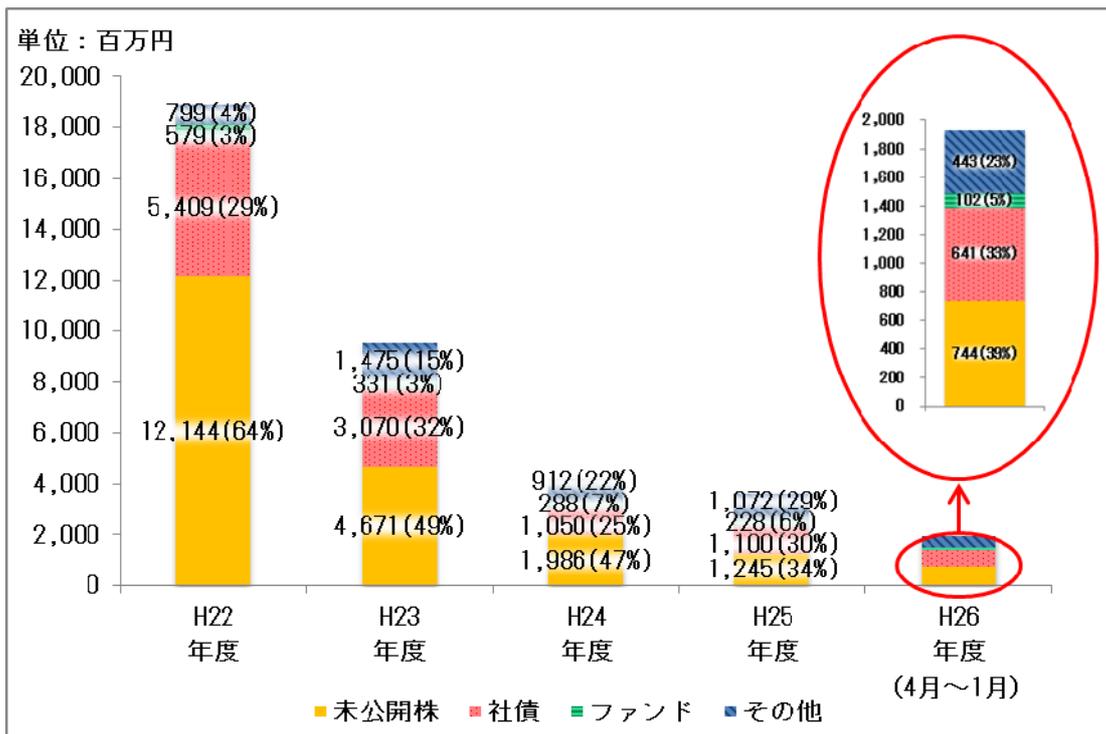
「未公開株通報専用コールセンター」通報状況
(平成22年4月～平成27年1月)について

総通報件数：21601件 被害総額：382億2888万円

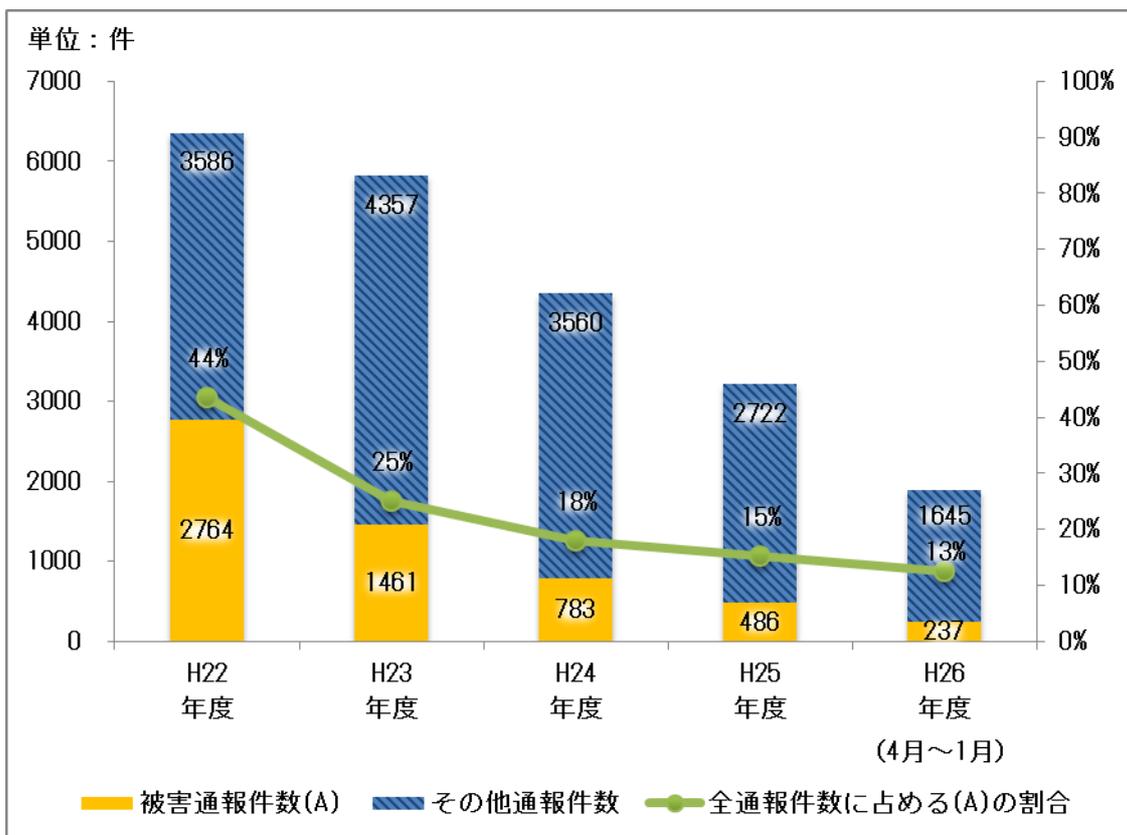
1. 有価証券別通報件数 (平成22年4月～平成27年1月)



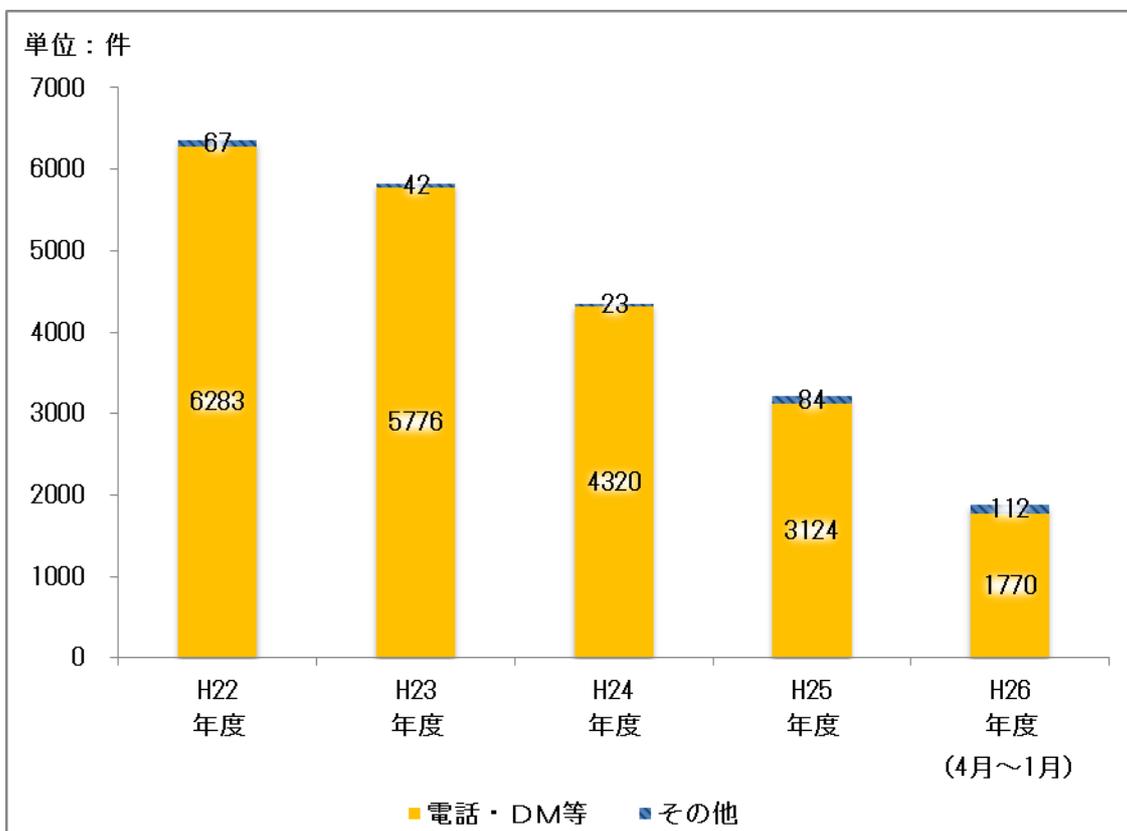
2. 有価証券別被害金額 (平成22年4月～平成27年1月)



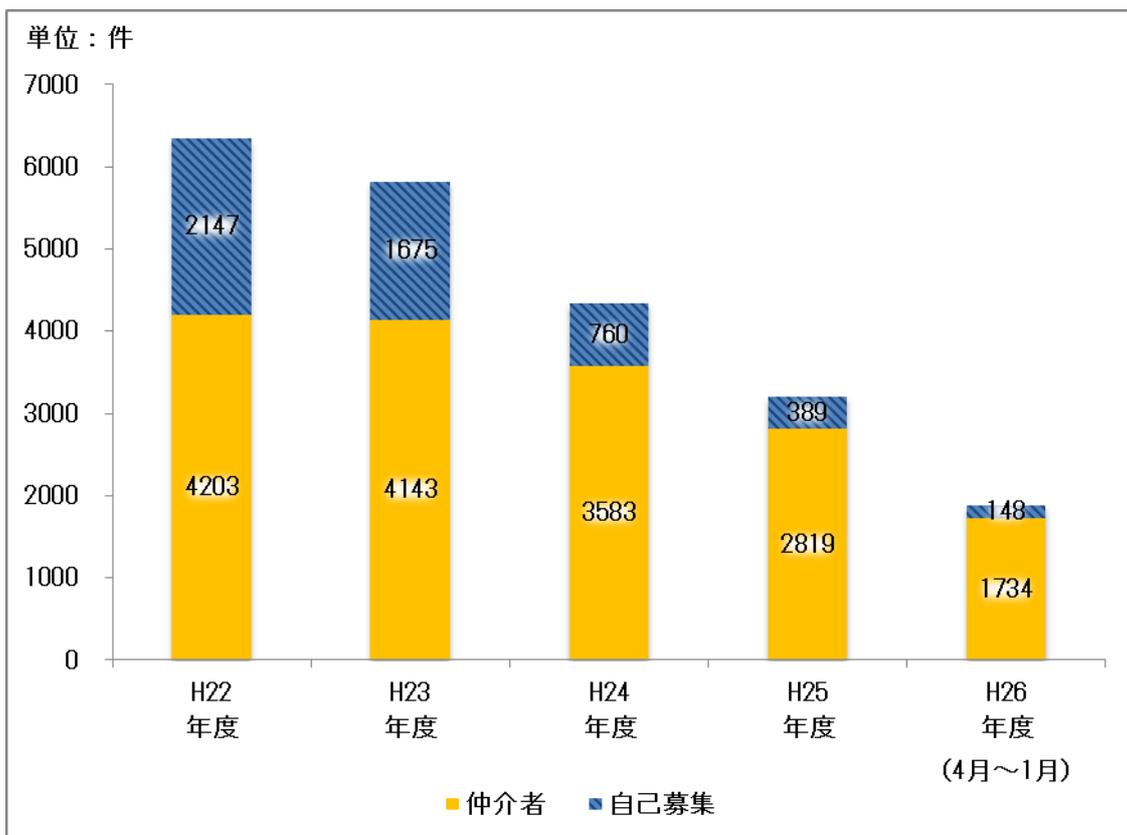
3. 全通報件数に占める被害通報件数（平成22年4月～平成27年1月）



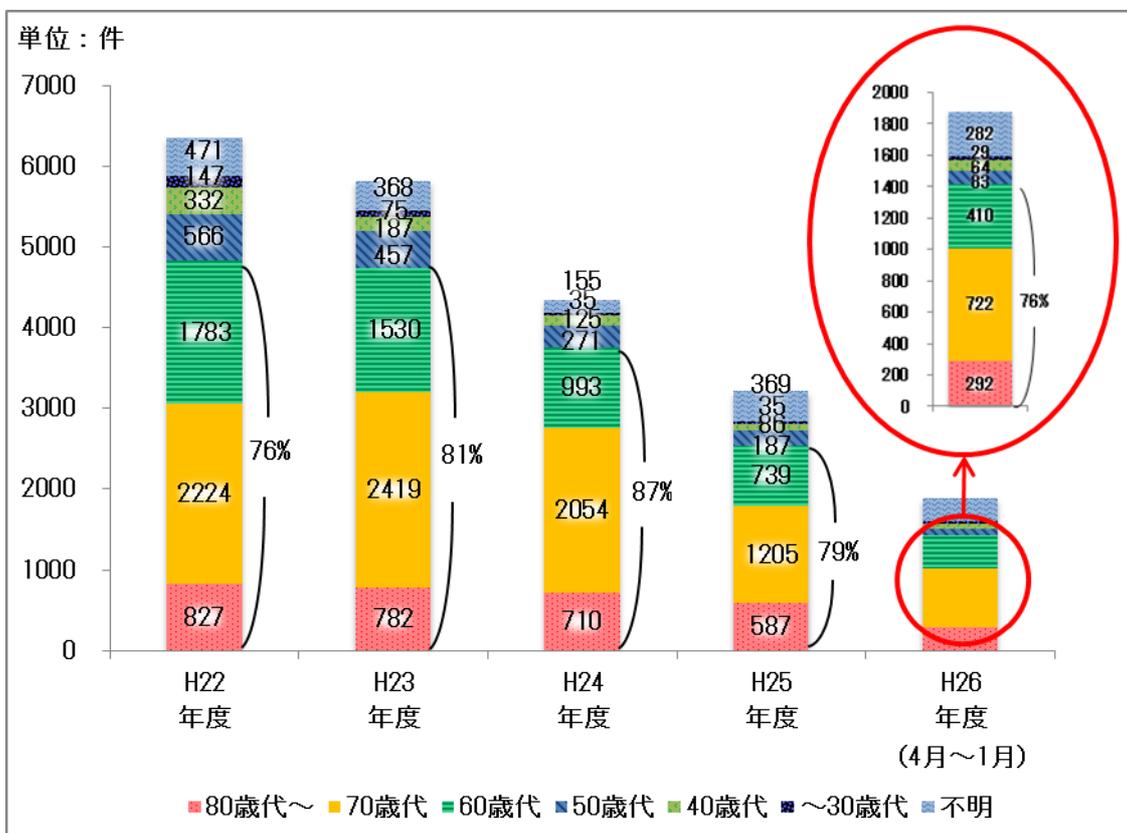
4. 勧誘手法（平成22年4月～平成27年1月）



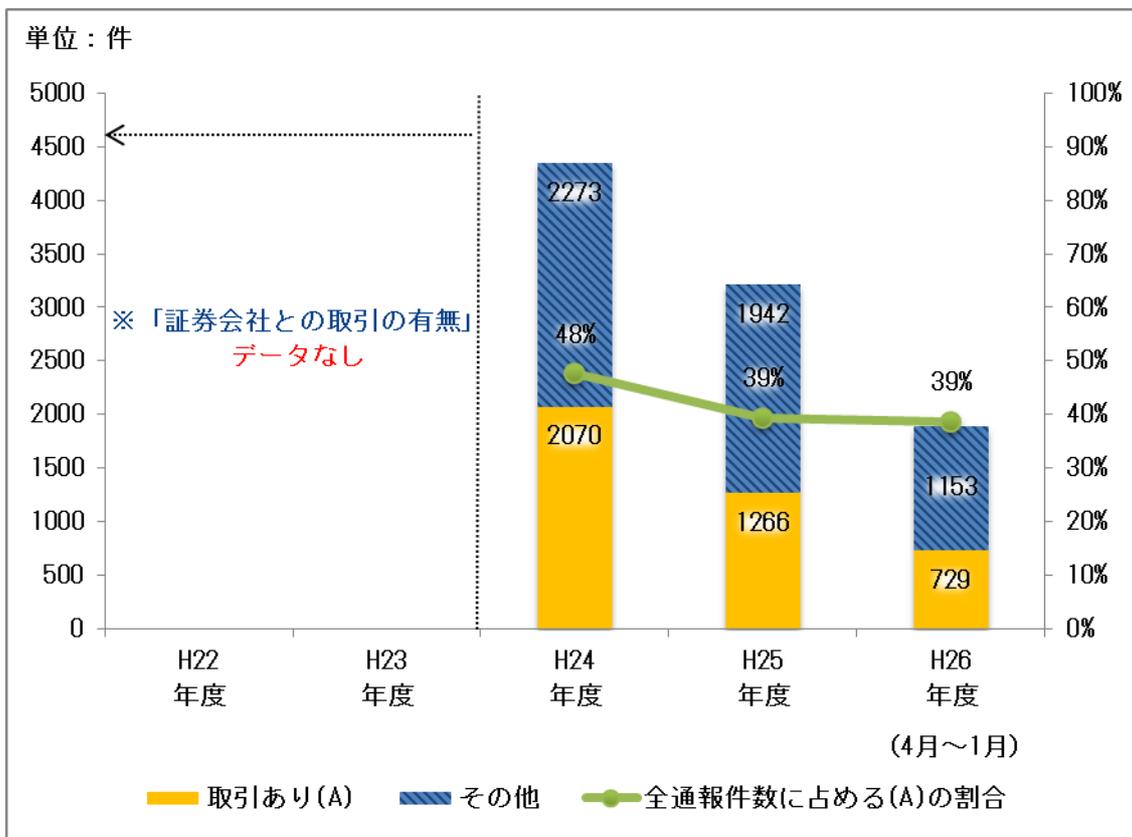
5. 通報件数と募集形態（平成22年4月～平成27年1月）



6. 年齢別通報件数と割合（平成22年4月～平成27年1月）

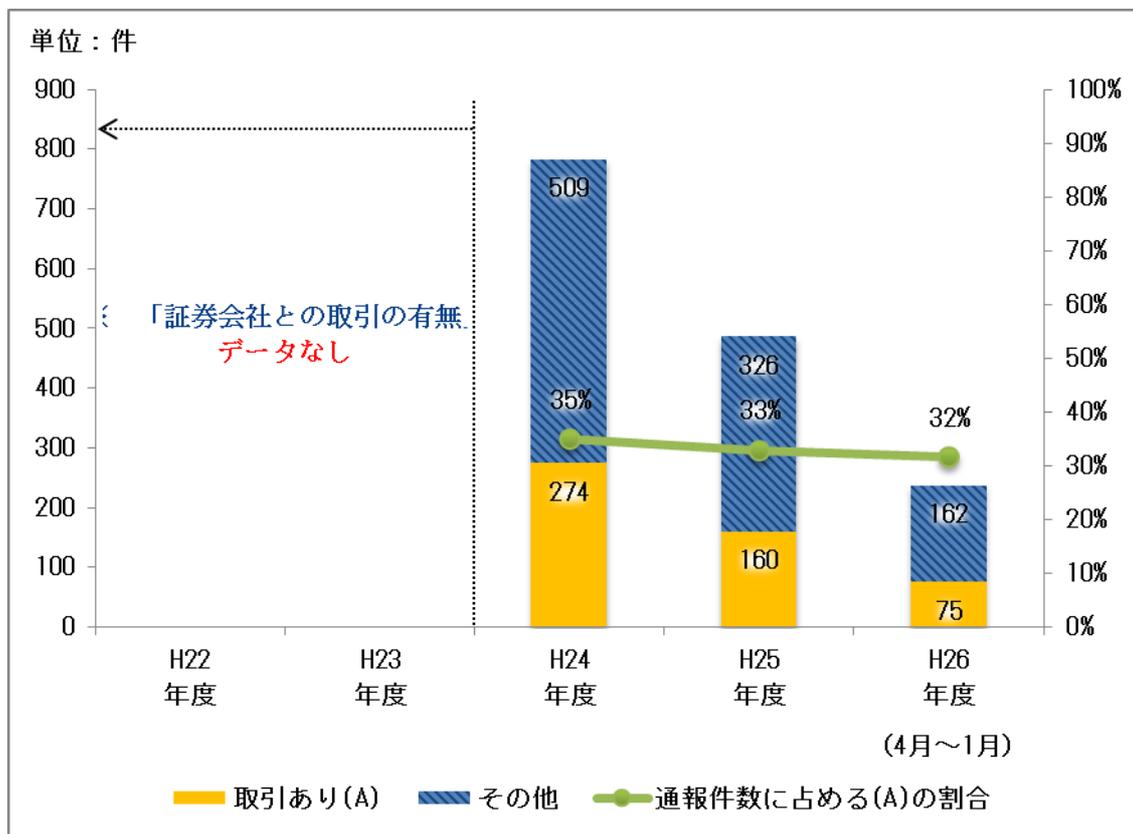


7. 「証券会社と取引のある方」からの通報件数（平成22年4月～平成27年1月）



8. 被害通報件数に占める「証券会社と取引のある方」からの被害通報件数

(平成22年4月～平成27年1月)



9. 都道府県別通報件数（平成23年4月～平成27年1月）

通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）	通報者の居住地	通報件数（件）	割合（％）
北海道	271	1.78	滋賀県	175	1.15
青森県	43	0.28	京都府	289	1.89
岩手県	59	0.39	大阪府	1155	7.57
宮城県	97	0.64	兵庫県	615	4.03
秋田県	24	0.16	奈良県	230	1.51
山形県	73	0.48	和歌山県	92	0.60
福島県	99	0.65	鳥取県	49	0.32
茨城県	322	2.11	島根県	63	0.41
栃木県	158	1.04	岡山県	407	2.67
群馬県	250	1.64	広島県	606	3.97
埼玉県	783	5.13	山口県	348	2.28
千葉県	988	6.48	徳島県	63	0.41
東京都	1689	11.07	香川県	149	0.98
神奈川県	1868	12.25	愛媛県	177	1.16
新潟県	291	1.91	高知県	71	0.47
富山県	64	0.42	福岡県	320	2.10
石川県	152	1.00	佐賀県	27	0.18
福井県	56	0.37	長崎県	50	0.33
山梨県	91	0.60	熊本県	155	1.02
長野県	373	2.45	大分県	64	0.42
岐阜県	312	2.05	宮崎県	62	0.41
静岡県	544	3.57	鹿児島県	115	0.75
愛知県	1146	7.51	沖縄県	25	0.16
三重県	190	1.25	不明	1	0.01

以 上